

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

1 職員給与関係

令和4年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 職員の適用給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均扶養親族数	2
第2表 職員の適用給料表別、年齢階層別人員分布	3
第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	4
第4表 職員の平均給与月額	4
第5表 職員の適用給料表別給与支給状況	5
第6表 職員の扶養親族数別人員	6
第7表 職員の住居手当の支給状況	6
第8表 職員の単身赴任手当の支給状況	6
第9表 職員の通勤手当の支給状況	7
第10表 職員の平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数の推移	7
第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布	8
第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員分布	37

2 民間給与関係

令和4年職種別民間給与実態調査の概要	39
第13表 産業別、企業規模別調査事業所数	40
第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	40
第15表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	41
第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	55

3 標準生計費及び労働経済指標

第17表 那覇市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和4年4月分）	57
第18表 労働経済指標	58

4 人事院勧告等の骨子

給与勧告の骨子	61
公務員人事管理に関する報告の骨子	63

1 職員給与関係

令和4年職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、職員の給与等の実態を把握し、給与制度を検討するために必要な基礎資料を得ることを目的として実施した。

2 調査対象

次の条例の適用を受ける常勤職員で、令和4年4月1日に在職する者とした。ただし、休職者、派遣職員、停職者、育児休業中の職員等を除く。

- (1) 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）
- (2) 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）
- (3) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）

なお、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける常勤職員はいなかった。

3 調査時期

令和4年4月1日現在

4 調査事項

- (1) 在勤公署等に関する事項
- (2) 職員の経歴等に関する事項
- (3) 諸手当等に関する事項
- (4) 給与等の支給状況に関する事項
- (5) 採用者数等に関する事項
- (6) 再任用職員の各給料表の級別人員分布に関する事項

第1表 職員の適用給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均扶養親族数

(令和4年職員給与等実態調査)

区分			職員数				平均年齢		平均経験年数		平均扶養親族数	
			令和4年4月	構成比	令和3年4月	増減率	令和4年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和3年4月
職務の種類	職員の例	給料表	人	%	人	%	歳	歳	年	年	人	人
全職員			20,254	100.0	20,345	△ 0.4	42.4	42.2	19.7	19.6	1.0	1.1
行政職	行政職員	行政職	4,611	22.8	4,621	△ 0.2	41.0	40.8	18.1	17.9	0.9	1.0
計			12,044	59.5	12,115	△ 0.6	42.1	41.9	19.5	19.3	1.0	1.2
行政職	行政職員	行政職	4,255	21.0	4,266	△ 0.3	41.0	40.8	18.2	18.0	0.9	1.1
公安職	警察官	公安職	2,862	14.1	2,869	△ 0.2	38.8	38.6	17.5	17.4	1.3	1.7
海事職	船員	海事職	39	0.2	41	△ 4.9	41.6	41.0	20.8	20.0	1.2	1.5
教育職	大学の教授、講師等	教育職(1)	-	-	44	-	-	48.5	-	24.9	-	0.7
	高校・特別支援学校の教諭	教育職(2)	4,362	21.5	4,394	△ 0.7	45.5	45.1	22.4	22.0	1.1	1.2
	小中学校の教諭	教育職(3)	42	0.2	39	7.7	44.1	43.0	21.3	20.2	1.4	1.5
研究職	農林水産工業関係研究員	研究職	200	1.0	207	△ 3.4	40.9	40.8	17.2	17.1	1.0	1.1
医療職	医師及び歯科医師	医療職(1)	21	0.1	20	5.0	45.1	46.2	19.8	20.8	0.7	1.0
	獣医師	医療職(2)	111	0.5	108	2.8	43.7	43.3	19.1	18.7	0.8	0.8
	保健師	医療職(3)	85	0.4	86	△ 1.2	36.3	37.1	13.4	14.4	0.5	0.5
特定任期付の職	特定任期付職員	条例第7条第1項の給料表	2	0.0	3	△ 33.3	*	68.0	*	43.0	*	0.0
一定期間の業務に従事する職	特定業務等従事任期付職員	行政職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
任期付の職	行政職員	行政職	10	0.0	11	△ 9.1	42.0	40.6	18.1	15.0	0.4	0.6
	看護師	医療職(3)	55	0.3	27	103.7	43.9	43.2	18.1	16.9	0.4	0.6
市町村立学校関係の職	計		8,210	40.5	8,230	△ 0.2	42.8	42.7	20.1	20.0	0.8	1.0
行政職	行政職員	行政職	356	1.8	355	0.3	40.2	40.0	17.3	17.1	0.6	0.7
教育職	小中学校の教諭	教育職(3)	7,785	38.4	7,807	△ 0.3	43.0	42.9	20.3	20.2	0.9	1.0
医療職	小中学校の栄養職員	医療職(2)	69	0.3	68	1.5	34.8	33.8	12.8	11.8	0.6	0.6

- (注) 1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。
 2 内訳は、上記(注)1の「*」の関係や四捨五入の影響で必ずしも計とは一致しない。
 3 特定任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により採用された職員の職である。
 4 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。
 5 一定期間の業務に従事する職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条第1項の規定により採用された職員の職である。
 6 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。
 7 芸術大学及び看護大学がそれぞれ令和3年4月及び令和4年4月に公立大学法人へ移行したことに伴い、教育職給料表(1)は令和4年度から廃止。

第2表 職員の適用給料表別、年齢階層別人員分布

(令和4年職員給与等実態調査)

年齢階層	全職員		県関係職員																		
	人	行政職	行政職	公安職	海事職	教育職(1)	教育職(2)	教育職(3)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	条例第7条第1項の給与表	行政職	医療職(3)	行政職	医療職(3)	行政職	教育職(3)	医療職(2)	
計	20,254	4,611	12,044	4,255	2,862	39	—	4,362	—	21	111	85	2	10	55	8,210	356	7,785	—	—	69
20歳未満	38	4	38	4	34	—	—	—	—	—	—	—	*	—	—	—	—	—	—	—	—
20歳以上 24歳未満	520	163	361	157	188	—	11	—	3	—	—	1	*	1	—	159	6	151	—	—	2
24歳以上 28歳未満	1,275	365	736	346	285	4	63	—	15	1	4	14	*	1	3	539	19	515	—	—	5
28歳以上 32歳未満	1,646	457	937	412	320	4	136	—	21	5	10	19	*	1	6	709	45	647	—	—	17
32歳以上 36歳未満	1,939	565	1,124	482	305	5	262	—	34	1	9	22	*	1	—	815	83	713	—	—	19
36歳以上 40歳未満	2,206	441	1,348	403	343	2	547	—	20	2	10	6	*	1	9	858	38	808	—	—	12
40歳以上 44歳未満	2,381	441	1,448	421	348	7	620	—	18	—	15	2	*	—	13	933	20	906	—	—	7
44歳以上 48歳未満	3,044	743	1,955	699	356	4	830	—	20	1	22	4	*	1	6	1,089	44	1,042	—	—	3
48歳以上 52歳未満	3,078	718	1,931	671	320	6	859	—	37	1	18	3	*	—	6	1,147	47	1,099	—	—	1
52歳以上 56歳未満	2,335	447	1,272	412	181	4	610	—	27	2	17	9	*	2	3	1,063	35	1,027	—	—	1
56歳以上 60歳未満	1,781	267	883	248	182	3	424	—	5	6	6	5	*	1	3	898	19	877	—	—	2
60歳以上	11	—	11	—	—	—	—	—	—	2	—	—	*	1	6	—	—	—	—	—	—

(注)1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

2 内訳は、上記(注)1の「*」の関係で必ずしも計とは一致しない。

3 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。

4 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

5 芸術大学及び看護大学がそれぞれ令和3年4月及び令和4年4月に公立大学法人へ移行したことに伴い、教育職給料表(1)は令和4年度から廃止。

第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

(令和4年職員給与等実態調査)

区分 給料表		計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全職員		% 100.0	% 81.3	% 9.7	% 8.9	% 0.1	% 54.7	% 45.3
行政職		100.0	78.3	12.1	9.6	-	62.0	38.0
県 関 係 職 員	計	100.0	79.6	5.4	14.8	0.2	65.5	34.5
	行政職	100.0	80.0	10.1	9.9	-	64.6	35.4
	公安職	100.0	52.7	0.7	46.0	0.6	91.1	8.9
	海事職	100.0	12.8	35.9	51.3	-	100.0	-
	教育職(1)	-	-	-	-	-	-	-
	教育職(2)	100.0	96.6	3.0	0.4	-	51.1	48.9
	教育職(3)	100.0	95.2	4.8	-	-	59.5	40.5
	研究職	100.0	96.0	1.5	2.0	0.5	75.5	24.5
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	76.2	23.8
	医療職(2)	100.0	91.9	6.3	1.8	-	33.3	66.7
	医療職(3)	100.0	98.8	1.2	-	-	18.8	81.2
	条例第7条第1項の給料表行政職(任期付の職)	100.0	*	*	*	*	*	*
医療職(3)(任期付の職)	100.0	20.0	80.0	-	-	20.0	80.0	
市 町 村 立 学 校 職 員	計	100.0	83.7	16.1	0.2	-	38.7	61.3
	行政職	100.0	58.4	36.5	5.1	-	30.3	69.7
	教育職(3)	100.0	84.9	15.1	-	-	39.4	60.6
	医療職(2)	100.0	79.7	20.3	-	-	4.3	95.7

- (注) 1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。
 2 構成比は上記(注)1の「*」、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。
 3 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。
 4 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。
 5 芸術大学及び看護大学がそれぞれ令和3年4月及び令和4年4月に公立大学法人へ移行したことに伴い、教育職給料表(1)は令和4年度から廃止。

第4表 職員の平均給与月額

(令和4年職員給与等実態調査)

区分 給与種目		職員全体(各給料表適用職員)			行政職		
		令和4年4月	令和3年4月	増減率	令和4年4月	令和3年4月	増減率
全 職 員	計	円 385,169	円 384,577	% 0.2	円 346,683	円 346,499	% 0.1
	給料	351,061	350,513	0.2	314,519	314,129	0.1
	扶養手当	11,864	11,876	△ 0.1	10,609	10,711	△ 1.0
	その他	22,244	22,188	0.3	21,555	21,659	△ 0.5
県 関 係 職 員	計	378,663	378,001	0.2	348,098	348,060	0.0
	給料	345,681	344,965	0.2	315,822	315,452	0.1
	扶養手当	13,010	12,973	0.3	10,881	11,017	△ 1.2
	その他	19,972	20,063	△ 0.5	21,395	21,591	△ 0.9
市 長 村 立 学 校 職 員	計	394,714	394,259	0.1	329,752	327,735	0.6
	給料	358,953	358,680	0.1	298,937	298,232	0.2
	扶養手当	10,182	10,260	△ 0.8	7,360	7,030	4.7
	その他	25,579	25,319	1.0	23,455	22,473	4.4

- (注) 1 給料は、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含めた額である。
 2 その他は、管理職手当、住居手当等である。
 3 内訳は、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

第5表 職員の適用給料表別給与支給状況

(令和4年職員給与等実態調査)

給料表	全職員										県関係職員										市町村立学校関係職員																	
	行政職					職 務					行政職					職 務					行政職		教育職(3)		医療職(2)													
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
① 1人当たり給料月額	341,651	313,978	338,640	315,236	324,509	327,877	-	371,458	365,955	348,805	450,924	331,024	290,529	*	257,060	281,698	346,067	298,937	348,899	269,712																		
② 1人当たりの給料調整額	1,688	541	1,946	586	907	0	-	3,176	0	2,895	10,081	23,874	11,756	*	5,520	0	1,260	0	1,329	0																		
③ 1人当たり教職調整額	7,742	0	5,095	0	0	0	-	13,943	13,019	0	0	0	0	*	0	0	11,626	0	12,261	0																		
④ 1人当たり扶養手当月額	11,864	10,609	13,010	10,881	16,799	14,872	-	12,941	17,024	12,370	10,667	9,401	5,341	*	6,300	5,627	10,182	7,360	10,347	6,080																		
⑤ 1人当たりその他の手当月額	22,244	21,555	19,972	21,395	16,723	17,838	-	18,159	13,360	22,087	467,965	36,144	24,063	*	11,050	13,917	25,579	23,455	25,728	19,782																		
⑥ 合計	385,169	346,683	378,663	348,098	358,938	360,587	-	419,677	409,358	386,157	939,637	400,443	331,689	*	279,930	301,242	394,714	329,752	398,564	295,574																		

(注) 1 1人当たり給料月額(①)、1人当たり給料の調整額(②)及び1人当たり教職調整額(③)は、切替に伴う差額を含めた額である。

2 1人当たりその他手当月額(⑤)は、管理職手当、住居手当等である。

3 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

4 各区分欄の合計⑥は、四捨五入の関係で必ずしも①から⑤までの計とは一致しない。

5 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。

6 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

7 芸術大学及び看護大学がそれぞれ令和3年4月及び令和4年4月に公立大学法人へ移行したことに伴い、教育職給料表(1)は令和4年度から廃止。

第6表 職員の扶養親族数別人員

(令和4年職員給与等実態調査)

扶養親族数	区分	該当職員数			
		うち扶養親族である配偶者を有する者	うち扶養親族である子を有する者	うち配偶者、子以外の扶養親族を有する者	
合計		9,926	3,235	9,039	505
1	人	2,755	590	1,945	220
2	人	3,313	745	3,239	117
3	人	2,474	970	2,471	72
4	人	1,088	698	1,088	59
5	人	229	175	229	27
6	人	53	44	53	8
7	人	11	10	11	2
8	人	2	2	2	0
9	人	1	1	1	0

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

第7表 職員の住居手当の支給状況

(令和4年職員給与等実態調査)

区分		計	県関係職員	市町村立学校関係職員
受給者		7,083	4,393	2,690
手当月額11,000円未満の受給者		8	5	3
手当月額11,000円以上28,000円未満の受給者		3,987	2,406	1,581
手当月額28,000円の受給者		3,088	1,982	1,106
手当受給者1人当たり平均手当月額		円 25,726	円 25,762	円 25,666
職員の借家・借間 の家族の居住	受給者	79	60	19
	手当受給者1人当たり平均手当月額	円 13,266	円 13,517	円 12,474

第8表 職員の単身赴任手当の支給状況

(令和4年職員給与等実態調査)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離										受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
	100km未満	100km以上300km未満	300km以上500km未満	500km以上700km未満	700km以上900km未満	900km以上1,100km未満	1,100km以上1,300km未満	1,300km以上1,500km未満	1,500km以上			
受給者数	115	18	31	208	20	2	1	0	36	431	円 50,079	

第9表 職員の通勤手当の支給状況

(令和4年職員給与等実態調査)

区分	全 職 員		県 関 係 職 員		市町村立学校関係職員	
	人 数	構成比	人 数	構成比	人 数	構成比
受 給 者	人 14,745	% 72.8	人 9,515	% 79.0	人 5,230	% 63.7
交通機関等利用者	1,674	8.3	1,625	13.5	49	0.6
交通用具使用者	12,934	63.9	7,771	64.5	5,163	62.9
交通機関等と交通用具の併用者	137	0.7	119	1.0	18	0.2
非 受 給 者	5,509	27.2	2,529	21.0	2,980	36.3
計	20,254	100.0	12,044	100.0	8,210	100.0
手当受給者1人当たり平均手当月額	円 8,267		円 9,463		円 6,092	
職員1人当たり平均手当月額	6,019		7,476		3,881	

(注) 1 受給者の内訳は、四捨五入の関係で必ずしも「受給者」と一致しない。
2 受給者と非受給者の和の構成比は、四捨五入の関係で必ずしも計と一致しない。

第10表 職員の平均給与月額、平均年齢及び平均経過年数の推移

(令和4年職員給与等実態調査)

給与種目 年	平 均 給 与 月 額				指 数	対 前 年 増 加 率	平均年齢	平均経 験 年 数
	給 料	扶養手当	そ の 他	計				
	円	円	円	円		%	歳	年
平成25年	329,801	10,415	21,703	361,919	100.0	-	41.5	18.9
平成26年	349,002	10,376	22,122	381,500	105.4	5.4	41.6	18.9
平成27年	349,972	10,240	22,138	382,350	105.6	0.2	41.6	18.9
平成28年	347,021	10,138	22,167	379,326	104.8	△ 0.8	41.5	18.8
平成29年	347,079	10,820	22,294	380,193	105.0	0.2	41.6	19.0
平成30年	347,924	11,899	22,008	381,831	105.5	0.4	41.8	19.1
平成31年	348,780	11,833	22,072	382,685	105.7	0.2	42.0	19.3
令和2年	349,875	11,857	22,156	383,888	106.1	0.3	42.0	19.4
令和3年	350,513	11,876	22,188	384,577	106.3	0.2	42.2	19.6
令和4年	351,061	11,864	22,244	385,169	106.4	0.2	42.4	19.7

(注) 1 給料は、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含めた額である。
2 その他は、管理職手当、住居手当等である。
3 各年の平均給与月額には、その年の給与勧告に基づく改定分は含まれていない。
4 指数とは、平成25年の「平均給与月額」・「計」を100としたものである。
5 対前年増加率とは、「平均給与月額」・「計」に係る対前年増加率である。
6 平成25年の「平均給与月額」は、厳しい財政状況に対処するための臨時的、特例的措置で実施された条例による減額後の額である。
7 「平均給与月額」の内訳は、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表（県関係職員）（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）（令和4年職員給与実態調査）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									1
2									1
3		1							1
4		1							1
5	1	18	1						
6		10							
7	1	14							
8		7							2
9	5	10	1						1
10		17							2
11		12							3
12		9							
13	13	11							1
14		19							2
15	2	19							
16		13						1	3
17	4	18	3					1	
18	2	25	2					4	1
19	1	19						5	1
20	1	25						8	
21	3	33	1					2	
22	3	31						3	
23	4	20	3					10	
24	1	20	1	1		1		1	
25	85	33	3	1				5	
26	12	26	3	4				1	
27	6	21	2	1				1	
28	3	28	12	4					
29	67	14	10	5				1	
30	16	18	12	4			1	2	
31	16	23	14	11			16	1	
32	5	12	9	6			6	1	
33	45	25	19	7			3		
34	38	18	8	9			5	1	
35	18	18	17	7	1		6		
36	6	19	15	8			1		
37	27	23	22	5	1				
38	12	26	18	13	2			1	
39	13	19	18	13	1			1	
40	3	21	18	10	3		1		
41	19	28	18	13	3		2		
42	15	17	11	10	2		2		
43	10	21	19	23	2				
44	4	13	12	19	2	1			
45	11	17	13	30	5			1	
46	10	14	14	16	4				
47	7	18	10	38	9	1			
48	4	13	9	25	11		1		
49	9	10	13	38	13	1			
50	5	9	18	30	11	5	1		
51	6	11	13	27	14	9			
52	1	7	12	21	10	11			
53	8	7	7	20	22	30			
54	3	5	9	19	19	19			
55	5	10	11	24	9	7			
56		6	4	24	20	19	2		
57	5	7	5	32	27	18			
58	5	4	9	34	19	6			
59	3	9	7	39	26	23			
60		5	5	24	20	16		1	
61	3	4	4	24	21	8	2		
62	2	3	2	10	24	12			
63	2	2	2	15	19	11			
64		4	3	20	24	4			

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65	1			23	20	9			
66		2	1	15	21	7			
67		1		13	14	4			
68	1	2	1	18	30	6			
69	1	1		13	25	3			
70			2	12	16	3			
71			1	22	20	3			
72		2	1	13	21	1			
73				8	16	1			
74	2	2		14	16	2			
75		1		16	17	2			
76		1		12	10	1			
77			1	13	8				
78				11	13				
79				11	23				
80				4	9				
81				12	11				
82				11	14				
83				2	10	1			
84				5	6				
85			1	10	13	10			
86		1		10	13				
87				8	13				
88		1		4	17				
89				4	2				
90				5	8				
91				3	2				
92				6	11				
93				122	69				
94									
95			1						
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107			1						
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		2							
計	555	956	452	1,104	812	255	50	51	20

(注)1 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当職員がいない号給は空欄とした。

2 上記1は、以下第11表の各表について同じである。

総計 4,255

その2 公安職給料表（警察官に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3	14								
4									
5									
6									
7	29								
8									
9									
10									
11	39								
12	1								
13	11								
14									
15	21								
16									
17	18								
18	1								
19	5	1							
20	1	1							
21	45	5							
22	5	2		1					
23	7	21		1					
24		5							
25	44	8		1					
26	7	6		1					
27	4	21			1				
28	2	14							
29	32	15			1				
30	6	11							7
31	7	24		2					2
32	1	12		2					2
33	29	9		1	1				
34	8	12		2	1				
35	1	16		1					
36		12		2	1				
37	3	23		4	2				
38	1	11	6	3					1
39	2	19	4	4			1		
40	1	15	4	4	1				
41	9	22	2	5					
42	1	16	5	2	1				
43	3	29	4	2	1			1	
44		11	7	4	2			10	
45	4	24	9	3			1	5	
46	1	18	11	5					
47		25	11	4	1			1	
48		11	11	10	2			3	
49		19	18	8				1	
50		14	11	11	2	2	1	1	
51		5	11	8	6	4		1	
52		9	5	4	3	2			
53		10	16	5	5	5			
54		8	19	6	5	2	3	2	
55		11	11	6	1	1	5	1	
56		4	8	4	4		8	2	
57		4	11	5	2	5	1		
58		3	15	9	1	5	4		
59			18	4	1	2	4		
60			15	3	1	3	2		
61			23	9	5	3		2	
62		1	21	5	13	3			
63			11	4	10	4	2		
64			15	9	5	4	3		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65		1	20	4	4	2	2		
66			15	19	14	6	1		
67			10	13	17	3	1		
68		2	14	21	8	1	3		
69		2	10	17	4	7	1		
70		1	20	23	6	2	4		
71		1	13	20	8	2	3		
72			10	15	9	1	1		
73		2	16	24	10	1	2		
74			19	19	12	4			
75			13	17	3	4	1		
76	1		6	21	6	4	1		
77			7	19	9	2			
78			15	17	11	4	1		
79			14	14	8	7	1		
80			10	15	4	5			
81			11	19	4	4			
82			4	15	5	4	1		
83		1	3	11	9	7			
84			3	19	11	4	2		
85			3	18	9	5	2		
86			3	12	6	4			
87			3	15	8	5			
88			7	11	5	1			
89			3	10	5	2			
90				11	3	5			
91			2	12	10	2			
92			2	5	8	2			
93			4	8	75	23			
94				4					
95			1	9					
96				2					
97				7					
98			3	4					
99			1	7					
100			1	5					
101			4	7					
102			2	5					
103				4					
104			1	3					
105				6					
106			2	8					
107				4					
108			1	3					
109				4					
110			1	4					
111			1	2					
112			1	2					
113			2	6					
114			2	6					
115				6					
116			2	2					
117				2					
118			1	4					
119				1					
120			1	4					
121				3					
122				3					
123				1					
124				1					
125			2	10					
126			1						
127									
128									

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	364	517	592	747	370	168	62	30	12
								総計	2,862

その3 海事職給料表（船舶に乗り込む職員に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15			1				
16							
17							
18			1				
19							
20				1			
21							
22							1
23							
24		1	1				
25			2				
26							
27							
28			2				
29							
30		1					1
31			3	2			
32							
33				1			
34				1			
35							
36							
37							
38							
39		1			1		
40							
41		1				1	
42							
43							
44							
45	1	1					
46							
47							
48							
49		1					
50							
51							
52							1
53							
54							
55							
56							
57				1	1		
58							
59							
60							
61							
62							
63							
64							

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65							
66							
67							
68				1			
69		1		1			
70							
71						1	
72							
73							
74							
75							
76				1			
77							
78					1		
79							
80							
81							
82							
83				1			
84							
85							
86				1			
87							
88							
89				1			
90							
91							
92				1			
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
計	1	7	10	13	3	3	2
						総計	39

その4 教育職給料表(2)

[高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、
教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員に適用]

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
1		6			
2					
3					
4		1			
5		3			
6					
7					
8		1			
9		8			
10		2			
11					
12		1			
13		10			
14		1			
15					1
16		1			
17		11			1
18		1			
19		1			3
20		3			1
21		19			3
22	1	6			1
23	2				2
24		2			1
25		17			4
26		9			1
27		2			9
28		3			10
29		21			7
30		6			2
31		6			8
32	1	2			2
33	1	29			6
34		4			7
35	1	3			4
36		2			
37	2	28			3
38		7			
39	2	1			
40		5			
41	4	31		3	
42	1	17		1	
43	2	9		1	
44	1	10			
45	4	42			
46	2	19		1	
47	1	9			
48		13		1	
49	6	47			
50		27	1		
51	2	13		2	
52		14			
53	10	44		1	
54	3	23		2	
55	1	19	1	1	
56	1	8		4	
57	5	53		1	
58		26		5	
59	1	23		4	
60	1	26		5	
61	5	40	1	6	
62	1	27		2	
63	2	33		5	
64	3	21		7	

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
65	7	48		4	
66	1	41		4	
67	1	22		3	
68	1	23	1	5	
69	8	41		8	
70	7	41		4	
71	2	26		4	
72	4	24		6	
73	5	37		4	
74	3	29		9	
75	4	34		7	
76	3	23		4	
77	13	34		30	
78	1	34			
79	4	34			
80	2	35	1		
81	3	33			
82	2	23			
83	2	25			
84	3	29	1		
85	5	39			
86	5	31			
87	3	24			
88	2	35			
89	6	42			
90	6	34			
91	10	41			
92	6	24			
93	10	36			
94	9	32			
95	5	39			
96	7	42	2		
97	7	43			
98	4	48			
99	2	55			
100	2	31			
101	4	35			
102	7	46			
103	3	52	1		
104	4	36	1		
105	2	53	1		
106	2	55	1		
107	1	55			
108	1	45			
109	3	35			
110		43			
111	1	64			
112		46			
113		51	1		
114	1	35			
115		47			
116	1	46			
117	1	42			
118		30			
119	1	41			
120		40			
121	2	28			
122		27			
123	1	44			
124		58			
125	1	32			
126	1	37			
127	3	50			
128		41			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
129	1	35			
130	2	45			
131		56			
132		47			
133	1	54			
134	2	47			
135		46			
136	1	41			
137	1	41			
138		31			
139	3	28			
140		28			
141	2	18			
142		15			
143		10			
144		8			
145		19			
146	1				
147					
148	4				
149	2				
150					
151	3				
152	1				
153	3				
計	298	3831	13	144	76
				総計	4,362

その5 教育職給料表(3) (県関係職員) [中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用]

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41		1			
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51		1			
52					
53		1			
54		1			
55					
56		1			
57					
58					
59					
60					
61					
62		1			
63					
64					

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
65	人	人	人	人	人
66		1			
67					
68					
69					
70		1			
71				1	
72					
73		2			
74		1			
75				1	
76					
77					
78					
79					
80		1			
81					
82				1	
83		1			
84					
85		1			
86					
87					
88		2			
89					
90					
91					
92		1		1	
93					
94					
95					
96					
97					
98		1			
99					
100					
101					
102		1			
103					
104					
105		1			
106		1			
107		1			
108					
109		1			
110		1			
111		1			
112		1			
113					
114					
115					
116		2			
117		1			
118					
119		1			
120					

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
121					
122		1			
123					
124					
125		1			
126					
127					
128		1			
129					
130					
131					
132					
133		1			
134					
135					
136		1			
137					
138					
139					
140					
141		1			
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149		2			
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
計	0	38	0	4	0
				総計	42

その6 研究職給料表（試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
1		2			
2					
3					
4					
5		4	1		
6					
7					
8					
9		3			
10		1			
11			1		
12					
13		3			
14			1		
15		1			
16					
17		5			
18			1		
19		1			
20					
21		2	1		
22		2			
23		1	1		
24			3		
25		2			
26		1	3		
27		2	1		
28		1	2		
29		2			
30		1			
31					2
32		2			1
33		2	1		
34		2	4		
35					1
36			2		1
37			2		1
38		4	2	1	
39		4			1
40		2	1		1
41	1	1	1		
42		2			
43		1		1	1
44			2		1
45		2			1
46		3	1	1	
47		1	1		
48		1			
49		2		1	
50		2			
51		2		4	
52		1			
53				1	
54		1		2	
55			1	2	
56			2	2	
57				2	
58			1	1	
59			2	2	
60			2	1	
61		1	1	2	
62				1	
63			2	1	
64				1	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
65			2	1	
66			1		
67			1		
68			1	1	
69			1		
70			1	1	
71				1	
72			1	2	
73			2	9	
74			1		
75			3		
76			1		
77			1		
78			1		
79			1		
80					
81			1		
82			1		
83					
84			2		
85					
86			1		
87			3		
88			1		
89			7		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	1	70	77	41	11
				総計	200

その7 医療職給料表(1) (保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5	1			
6				
7				
8				
9	2			
10				
11				
12				
13	2			
14				
15				
16				
17	1			
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30		1		1
31				
32				
33	1			
34				
35				
36		1		
37				1
38				1
39				
40				
41				
42				1
43				
44				1
45				
46				
47				
48				
49				1
50				
51				
52			1	1
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				1
61				
62				
63				
64				

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
65				2
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72			1	
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	7	2	2	10
			総計	21

その8 医療職給料表(2) (県関係職員) [保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師]
 その他の職員に適用

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9		1					
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17		1					
18							
19		1	2				
20							
21		1					
22							
23							
24			2				
25							
26			1				
27		1					
28		1					2
29		2	1				
30							
31		2					1
32			1				
33							
34			1				1
35			3				
36				1			
37					1		2
38			1		2		1
39		2	3				
40							
41			1				
42					1		
43							
44					1		
45			4				
46							
47		1					
48						2	
49				1	2		
50				1			
51		1		1	1		
52			1	1	1		
53				2			
54							
55			1				
56				2	4	2	
57					1		
58				1	2		
59						1	
60							
61					2		
62							
63					1		
64			1		2	1	

号給	職務の級						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65				1		6	
66			1				
67					1		
68					1		
69			1		1		
70		1					
71				1			
72			1		1		
73					1		
74				1			
75		1			2		
76							
77			1				
78							
79					1		
80					2		
81							
82				1			
83							
84					1		
85							
86							
87		1					
88							
89							
90							
91			1				
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	0	17	28	15	32	12	7
						総計	111

その9 医療職給料表(3) (保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11			2			
12			1			
13						
14		1	1			
15						
16			2			
17						
18		1	2			
19		1	1			
20		1	1			
21						
22		1				
23		4				
24		1	1			
25						
26		2				
27		2	1			
28						
29						
30		3	2			
31		5	1			
32			1			
33			1			
34		2	1			
35		1	1			
36						
37			1			
38			3			
39				2		
40			1			
41			1			
42						1
43			3			
44			2			1
45						
46						
47		2				
48			2			
49			1	1		
50						
51		1				
52				1		
53						
54						
55					1	
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
65						
66						
67				1		
68						
69						
70						
71					1	
72					1	
73					1	
74						
75					3	
76					1	
77					2	
78					1	
79				1		
80						
81						
82						
83					2	
84						
85				1		
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93					2	
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	28	33	7	15	2
					総計	85

その10 行政職給料表（市町村立学校職員）（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

号給	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19		1								
20										
21										
22										
23		4	1							
24			3							
25										
26										
27		4	1							
28		1	1							
29		1	5							
30		1	1							
31		1	3							
32		1	5							
33			3							
34			1							
35		4	3							
36			5							
37		1	5							
38		2	8							
39		5	4							
40		1	4							
41		2	9							
42		4	7							
43		7	6		1					
44		4	3							
45		2	5	1						
46		4	5	1						
47		2	3	1	1					
48		1	4	1	1					
49			3	2	2					
50		1	3	2	4					
51		2	3		1					
52		1	2	2	1					
53			1	2	1					
54		1	3	1	5					
55				2	1					
56		2	2		1					
57		1	5	3	2					
58			1	2	2					
59		1	2	1						
60			2	1	2					
61		1	1		1					
62			1							
63				2	3					
64			1		4	1				

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65		1							
66		1		2					
67		1							
68			1	3	1				
69				1	1				
70				3					
71				6					
72					3				
73				2					
74				3	3				
75					2				
76		1		1	2				
77				1	3				
78				4	4				
79				3	1				
80				2	2				
81				1	2				
82				1	5				
83				1	5				
84				2	4				
85					1				
86				3	1				
87				1	1				
88					1				
89				2	3				
90				3	2				
91					1				
92					2				
93				4	6				
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	63	129	25	82	57	0	0	0	0
								総計	356

その11 教育職給料表(3) (市町村立学校職員) [中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用]

職務の級 号給	1 級	2 級	特2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3		1			
4					
5					
6		1			
7					
8					
9					1
10					
11					
12					1
13		68			1
14					
15		3			1
16		10			
17		98			1
18		1			3
19		1			2
20		8			13
21		106			29
22		4			24
23		7			38
24		9			17
25		101			35
26		10			53
27		8			24
28		26			22
29		91			22
30		21			14
31		10			13
32	1	28			13
33		111			6
34		22			9
35		14			6
36		29			4
37		96			11
38		32			
39		18			
40		29			
41		102		1	
42		32			
43		26			
44		24			
45		93			
46		30		1	
47		30		1	
48		37		1	
49		93			
50		37		2	
51		43		1	
52		38			
53		104		2	
54		42	1		
55		48		3	
56		29		2	
57		102		6	
58		39	2	7	
59		56		3	
60		33		2	
61		87	1	6	
62		56		3	
63		46	1	9	
64		36		2	

職務の級 号給	1 級	2 級	特2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
65		83		5	
66		48		6	
67		47	1	9	
68		43		6	
69		103		11	
70		58		9	
71		50		9	
72		49		13	
73		80	2	12	
74		65		9	
75		58	1	17	
76		46		8	
77		77	1	23	
78		60		19	
79		54	2	10	
80		41	1	16	
81		56		12	
82		50	2	15	
83		47		24	
84		42		10	
85		61	1	16	
86		48	1	15	
87		51		5	
88		52	2	7	
89		52		13	
90		45		3	
91		41	1	8	
92		41		9	
93		46	1	32	
94		38	2		
95		44	1		
96		43			
97		53			
98		55			
99		45	2		
100		30			
101		46			
102		44			
103		47			
104		38			
105		42			
106		39			
107		33			
108		56			
109		50			
110		60			
111		38			
112		37			
113		47			
114		55	1		
115		65			
116		52	1		
117		50			
118		60			
119		56			
120		49			

職務の級 号給	1 級	2 級	特2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
121		46			
122		41			
123		56			
124		42			
125		40			
126		47			
127		43			
128		43			
129		39			
130		43			
131		49			
132		37			
133		43			
134		48			
135		50			
136		59			
137		55			
138		51			
139		61			
140		65			
141		77			
142		74			
143		83			
144		74			
145		75			
146		78			
147		69			
148		66			
149		61			
150		56			
151		59			
152		34			
153		28			
154		26			
155		19			
156		13			
157		48			
計	1	6990	28	403	363
				総 計	7,785

その12 医療職給料表(2) (市町村立学校職員) (中学校及び小学校等に勤務する学校栄養職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	人	人	人	人	人	人	人
2		1					
3							
4							
5		1					
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12		1	1				
13		1					
14							
15							
16		2					
17		1					
18							
19			1				
20			1				
21		1	1				
22							
23		2					
24							
25		2	3				
26							
27							
28			1				
29		1	1				
30		1	2				
31							
32			1				
33		1					
34		1					
35		2	1				
36		1	1				
37			1				
38							
39		1	2				
40			1				
41			2				
42							
43		1	1				
44			1				
45			1				
46			2				
47			3				
48			1				
49							
50							
51			1				
52							
53			1				
54			2				
55			1				
56			1				
57			2				
58							
59			1				
60							
61							
62			1				
63					1		
64			1		1		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65			2				
66					1		
67							
68							
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81			1				
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88			1				
89							
90							
91							
92							
93			1				
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	0	21	45	0	3	0	0
						総計	69

その13 特定任期付職員

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用

号 給	人 員
1	人
2	*
3	*
4	*
5	*
6	*
7	*
総 計	2

(注) 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

その14 任期付職員

任期を定めて採用された職員に適用

行政職給料表適用

職務の級	人 員
1	6
2	*
3	*
4	*
5	*
6	*
7	*
8	*
9	*
総 計	10

(注) 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

その15 任期付職員

任期を定めて採用された職員に適用

医療職給料表(3)適用

職務の級	人 員
1	人
2	46
3	9
4	
5	
6	
総 計	55

第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員分布

その1 フルタイム勤務職員

(令和4年職員給与等実態調査)

給料表	職務の級										
	計	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政職	92				90	1		1			
海事職	6		1		2		3				
教育職(2)	75	10	65								
教育職(3)	139		139								
研究職	6				6						
医療職(2)	5					5					
医療職(3)	2					2					
給料表計	325										

(注) 該当職員がいない職務の級は空欄とし、また、ここに示されていない給料表には該当職員はいない。

その2 短時間勤務職員

給料表	職務の級										
	計	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政職	69				66	3					
公安職	46				7	23	10		6		
教育職(3)	97		97								
医療職(2)	5					5					
医療職(3)	15					15					
給料表計	232										

(注) 該当職員がいない職務の級は空欄とし、また、ここに示されていない給料表には該当職員はいない。

2 民間給与関係

令和4年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となっている職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、職員の給与と民間従業員の給与とを比較・検討するため、令和4年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会及び人事院

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）に分類された372事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、昨年を引き続き、病院は調査対象から除外した。

(2) 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種、その他の職種32職種。うち初任給関係職種12職種）

(3) 調査実人員

調査実人員は3,532人（うち初任給関係336人）で、うち行政職に相当する職種に係る調査実人員は3,354人（うち初任給関係327人）である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は16,880人で、うち行政職に相当するものは16,099人である。

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

母集団事業所を、産業、企業規模、組織によって12層に層化し、これらの層から134事業所を無作為抽出法によって抽出した。

今回の報告の基礎となった調査における調査完了事業所数は、第13表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

従業員の抽出は、臨時の従業員及び役員は全て除外した。また、初任給関係職種以外の調査対象職種について、これに該当する従業員が多数に上るときは、無作為に抽出した。

5 集計

総計及び平均値の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和4年職種別民間給与実態調査)

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	産業計	111事業所	30事業所	53事業所	28事業所
農業，林業，漁業	-	-	-	-	-
鉱業，採石業，砂利採取業， 建設業	8	1	6	1	
製造業	10	1	4	5	
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	41	10	18	13	
卸売業，小売業	9	3	5	1	
金融業，保険業、 不動産業，物品賃貸業	10	2	5	3	
教育，学習支援業、医療、 福祉、サービス業	33	13	15	5	

- (注)1 上記調査対象事業所のほか、調査不能の事業所が23所あった。
 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの(中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。))」である。
 4 上記調査事業所数は、月例給に関する調査の事業所数である。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和4年職種別民間給与実態調査)

職種		学歴	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
			円	円	円	円
事務・ 技術関係	新卒事務員	大学卒	178,831	179,352	179,118	174,881
		短大卒	166,259	*	171,018	138,460
		高校卒	145,434	143,699	169,751	136,940
	新卒技術者	大学卒	183,799	0	183,799	0
		短大卒	170,308	0	170,308	0
		高校卒	156,256	0	156,256	0
	新卒事務員・技術者計	大学卒	179,170	179,352	180,390	174,881
		短大卒	166,634	*	170,941	138,460
		高校卒	146,568	143,699	162,103	136,940

- (注)1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いた額であり、採用のある事業所について平均したものである。
 2 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

第15表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 規模計

(令和4年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平 年 均 齢	令和4年4月分平均支給額			備考	対 応 級	
			きま って 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)			
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	7	53.0	円 587,047	円 31	円 587,016	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。) 本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄を参照のこと。	
	大学卒	4	54.3	612,004	0	612,004		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	*	*	*	*	*		構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	事務部長	113	53.4	円 579,492	円 407	円 579,085		2課以上又は構成員20人以上の部の長 機能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
大学卒	64	53.5	611,310	0	611,310			
短大卒	29	51.1	475,131	228	474,903			
高校卒	20	54.9	552,556	1,964	550,592			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術部長	29	55.1	534,531	11	534,520			
大学卒	17	54.9	522,775	18	522,757			
短大卒	5	56.6	530,815	0	530,815			
高校卒	7	54.6	568,467	0	568,467			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務部次長	68	51.1	489,436	717	488,719	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 機能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)		
大学卒	38	50.8	527,439	325	527,114			
短大卒	15	52.0	405,494	450	405,044			
高校卒	15	51.4	415,897	2,616	413,281			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	7	53.3	489,156	0	489,156			
大学卒	3	50.7	482,524	0	482,524			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	4	55.6	494,755	0	494,755			
中学卒	-	-	-	-	-			

職種名	調査 実人員	平 年	均 齢	令和4年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
事務	事務課長	人	歳	円	円	円	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	
	220	49.0	513,945	2,130	511,815			
	大卒	118	48.6	530,088	990	529,098		
	短大卒	43	49.4	405,186	5,897	399,289		
	高校卒	57	51.2	507,624	5,989	501,635		
	中卒	*	*	*	*	*		
	技術課長	49	50.0	485,198	5,034	480,164		
	大卒	29	48.7	491,521	8,026	483,495		
	短大卒	9	52.4	529,664	0	529,664		
	高校卒	11	51.9	443,362	0	443,362		
中卒	-	-	-	-	-			
技術	事務課長代理	132	50.9	474,367	33,107	441,260	前記課長に事故 等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部 下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部 下4人以上を有 する者 職能資格等が上 記課長代理と同 等と認められる 課長代理及び 課長代理級専 門職 中間職(課長一 係長間)	
	大卒	74	49.5	482,159	40,237	441,922		
	短大卒	16	49.1	415,465	30,434	385,031		
	高校卒	39	54.0	470,930	20,935	449,995		
	中卒	3	53.2	496,359	1,342	495,017		
	技術課長代理	10	51.2	453,923	44,678	409,245		
	大卒	6	53.7	457,843	31,802	426,041		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	3	45.8	448,423	77,368	371,055		
	中卒	-	-	-	-	-		
関係	事務係長	283	46.1	365,161	37,973	327,188	係の長及び係長 級専門職	
	大卒	133	43.5	373,382	37,705	335,677		
	短大卒	90	48.0	349,479	37,041	312,438		
	高校卒	59	48.7	373,834	39,655	334,179		
	中卒	*	*	*	*	*		
	技術係長	73	47.6	411,520	74,603	336,917		
	大卒	35	46.0	387,864	57,678	330,186		
	短大卒	7	53.1	471,617	119,728	351,889		
	高校卒	29	48.3	432,660	87,789	344,871		
	中卒	*	*	*	*	*		
職種	事務係長	283	46.1	365,161	37,973	327,188	係の長及び係長 級専門職	
	大卒	133	43.5	373,382	37,705	335,677		
	短大卒	90	48.0	349,479	37,041	312,438		
	高校卒	59	48.7	373,834	39,655	334,179		
	中卒	*	*	*	*	*		

職種名	調査 実人員	平 年 均 齢	令和4年4月分平均支給額			備考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)-(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を要する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	306	42.4	346,326	34,181	312,145		
	大学卒	126	40.8	375,006	39,290	335,716	
	短大卒	93	42.5	305,307	30,370	274,937	
	高校卒	86	46.2	320,096	26,193	293,903	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	技術主任	100	43.2	356,600	42,919	313,681	
	大学卒	59	43.8	369,292	41,008	328,284	
	短大卒	18	41.3	322,210	42,480	279,730	
	高校卒	23	42.9	351,782	48,232	303,550	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係員	1,051	33.8	258,476	29,271	229,205	
	大学卒	511	32.4	277,594	32,024	245,570	
	短大卒	238	36.2	232,842	25,962	206,880	
	高校卒	298	35.5	231,864	25,188	206,676	
中学卒	4	40.6	237,100	21,843	215,257		
技術係員	371	33.0	311,839	52,287	259,552		
大学卒	228	33.0	321,819	51,917	269,902		
短大卒	45	33.6	277,936	38,222	239,714		
高校卒	98	32.7	299,984	60,211	239,773		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注)「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。(以下、第15表の各表において同じ。)

2 規模500人以上

職種名	調査実 人員	平 年 均 齢	令和4年4月分平均支給額			備考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	5	55.9	637,698	39	637,659	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	3	57.6	665,606	0	665,606	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	30	54.7	627,491	513	626,978	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
大 学 卒	18	54.5	639,211	0	639,211		
短 大 卒	6	53.0	527,295	1,118	526,177		
高 校 卒	6	55.9	611,813	2,213	609,600		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 長	7	55.2	658,136	62	658,074		
大 学 卒	3	57.3	672,511	140	672,371		
短 大 卒	*	*	*	*	*		
高 校 卒	*	*	*	*	*		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	21	51.4	568,987	0	568,987	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	
大 学 卒	18	51.4	580,577	0	580,577		
短 大 卒	*	*	*	*	*		
高 校 卒	*	*	*	*	*		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	-	-	-	-	-		
大 学 卒	-	-	-	-	-		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

職種名	調査実 人 員	平 年	均 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事務	事務課長	75	49.8	556,629	1,096	555,533	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職 7級、8級
	大学卒	38	49.4	556,005	813	555,192		
	短大卒	9	51.4	500,568	1,179	499,389		
	高校卒	27	52.5	579,435	3,691	575,744		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長	24	52.5	554,766	3,649	551,117		
	大学卒	16	52.3	559,976	5,206	554,770		
	短大卒	8	53.0	542,559	0	542,559		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技術	事務課長代理	59	52.6	493,838	31,353	462,485	前記課長に事故 等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部 下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部 下4人以上を有 する者 職能資格等が上 記課長代理と同 等と認められる 課長代理及び 課長代理級専門 職 中間職(課長一 係長級)	行政職 5級、6級
	大学卒	22	51.5	502,504	39,557	462,947		
	短大卒	6	46.9	466,670	40,689	425,981		
	高校卒	28	54.8	482,901	19,617	463,284		
	中学卒	3	53.2	496,359	1,342	495,017		
	技術課長代理	8	54.5	487,820	34,143	453,677		
	大学卒	5	52.6	488,429	41,478	446,951		
関係	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	49	46.7	434,031	17,913	416,118	係の長及び係長 級専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	23	45.7	433,106	18,634	414,472		
短大卒	11	46.9	413,027	23,073	389,954			
高校卒	15	48.1	451,447	12,884	438,563			
中学卒	-	-	-	-	-			
職種	技術係長	9	46.0	463,578	81,032	382,546		
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	5	45.0	457,790	82,342	375,448		
	中学卒	*	*	*	*	*		

職 種 名	調 査 実 人 人 員	平 年 均 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	105	42.1	397,739	33,004	364,735	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 * 中間職(係長一係員間)	行政職2級 (一部は3級、4級)
	大 学 卒	49	41.0	417,383	40,183	377,200		
	短 大 卒	27	44.0	346,781	21,087	325,694		
	高 校 卒	28	45.5	350,957	11,661	339,296		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 主 任	20	47.3	478,898	27,602	451,296		
	大 学 卒	19	46.8	473,454	29,235	444,219		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 関 係 職 種	事 務 係 員	324	32.5	283,621	34,847	248,774		行政職1級
	大 学 卒	170	32.0	298,482	36,322	262,160		
	短 大 卒	53	35.2	256,822	35,191	221,631		
	高 校 卒	101	32.6	248,410	29,887	218,523		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 係 員	113	35.6	382,075	64,757	317,318		
	大 学 卒	90	35.0	381,079	61,529	319,550		
	短 大 卒	6	41.5	303,870	33,360	270,510		
	高 校 卒	17	38.6	409,677	94,849	314,828		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

3 規模100人以上500人未満

職種名	調査実 人 員	平 年 均 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	*	*	*	*	*	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	-
	事 務 部 長	62	51.7	558,888	21	558,867	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	36	51.3	603,091	0	603,091	
短 大 卒	16	51.7	495,190	0	495,190		
高 校 卒	10	53.0	497,512	134	497,378		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 長	17	55.7	501,990	0	501,990		
大 学 卒	9	55.5	486,516	0	486,516		
短 大 卒	3	56.7	493,862	0	493,862		
高 校 卒	5	55.6	534,134	0	534,134		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	37	49.7	428,805	1,965	426,840	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	
大 学 卒	16	47.7	423,622	1,381	422,241		
短 大 卒	12	50.6	421,309	623	420,686		
高 校 卒	9	51.8	448,163	4,813	443,350		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	6	53.4	494,924	0	494,924		
大 学 卒	*	*	*	*	*		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	4	55.6	494,755	0	494,755		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実 人	平 年 均 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)			
事務	事務課長	120	48.5	462,138	4,255	457,883	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職5級、6級
	大学卒	65	47.0	488,387	1,070	487,317		
	短大卒	27	50.7	410,749	9,547	401,202		
	高校卒	27	50.3	453,848	6,988	446,860		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長	16	50.8	435,286	1,452	433,834		
	大学卒	4	48.1	407,618	5,845	401,773		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	11	51.9	443,362	0	443,362		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技術	事務課長代理	65	46.4	423,720	29,538	394,182	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職4級
	大学卒	48	45.4	441,472	35,017	406,455		
	短大卒	7	50.0	371,379	10,821	360,558		
	高校卒	10	48.3	376,177	16,800	359,377		
	中学卒	-	-	-	-	-		
関係	技術課長代理	*	*	*	*	*	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職4級
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-		
職種	事務係長	178	46.2	362,749	43,032	319,717	係の長及び係長級専門職	行政職3級
	大学卒	83	44.0	368,909	39,689	329,220		
	短大卒	63	48.1	356,647	43,471	313,176		
	高校卒	31	47.6	361,594	50,605	310,989		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術係長	45	49.1	436,849	92,947	343,902		
	大学卒	17	47.8	421,937	80,710	341,227		
	短大卒	6	52.2	482,932	131,063	351,869		
	高校卒	22	49.4	436,396	92,498	343,898		
	中学卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実 員 人 員	平 年 均 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)			
事務・技術 関係 職種	事務主任	156	43.3	308,300	34,286	274,014	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職2級(一部は3級)
	大学卒	52	41.4	316,425	33,067	283,358		
	短大卒	53	42.5	302,487	39,951	262,536		
	高校卒	51	46.2	305,742	29,624	276,118		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	46	41.5	356,308	58,667	297,641		
	大学卒	15	40.2	376,256	59,604	316,652		
	短大卒	15	41.0	325,496	49,328	276,168		
	高校卒	16	43.1	369,422	67,451	301,971		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係員	578	34.5	229,801	23,994	205,807		行政職1級
	大学卒	262	33.2	243,019	25,014	218,005		
	短大卒	156	35.2	220,347	23,543	196,804		
	高校卒	157	36.3	217,710	22,651	195,059		
中学卒	3	29.3	239,576	29,462	210,114			
技術係員	194	29.7	280,327	50,808	229,519			
大学卒	102	29.6	283,295	48,187	235,108			
短大卒	27	31.6	270,329	37,926	232,403			
高校卒	65	29.0	279,564	61,699	217,865			
中学卒	-	-	-	-	-			

4 規模100人未満

職 種 名	調 査 実 員 人	平 年 均 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	-	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	-	-	-	-	-	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	21	51.6	429,119	779	428,340	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)	
大 学 卒	10	52.8	457,597	0	457,597		
短 大 卒	7	48.7	409,032	0	409,032		
高 校 卒	4	53.7	393,074	4,092	388,982		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 長	5	53.4	520,046	0	520,046		
大 学 卒	5	53.4	520,046	0	520,046		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	10	53.4	379,394	0	379,394	前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 (部 長 一 課 長 間)	
大 学 卒	4	54.2	398,121	0	398,121		
短 大 卒	*	*	*	*	*		
高 校 卒	4	51.5	381,190	0	381,190		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	*	*	*	*	*		
大 学 卒	*	*	*	*	*		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

職種名	調査実 人員	平 年	均 齢	令和4年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A) - (B)		
事務	事務課長	25	44.7	348,672	3,402	345,270	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職5級
	大学卒	15	44.1	363,490	2,712	360,778		
	短大卒	7	44.5	311,141	0	311,141		
	高校卒	3	48.3	358,838	14,662	344,176		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長	9	45.4	450,660	11,467	439,193		
	大学卒	9	45.4	450,660	11,467	439,193		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技術	事務課長代理	8	48.8	449,977	79,328	370,649	前記課長に事故 等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部 下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部 下4人以上を有 する者 職能資格等が上 記課長代理と同 等と認められる 課長代理及び 課長代理級専門 職 中間職(課長一 係長間)	行政職4級
	大学卒	4	46.7	449,894	93,779	356,115		
	短大卒	3	50.3	424,842	49,966	374,876		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-		
関係	技術課長代理	-	-	-	-	-	職能資格等が上 記課長代理と同 等と認められる 課長代理及び 課長代理級専門 職 中間職(課長一 係長間)	行政職4級
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
職種	事務係長	56	45.4	333,892	36,506	297,386	係の長及び係長 級専門職	行政職3級
	大学卒	27	41.3	352,691	43,046	309,645		
	短大卒	16	47.9	298,089	22,063	276,026		
	高校卒	13	50.9	338,913	40,697	298,216		
	中学卒	-	-	-	-	-		
職種	技術係長	19	45.4	352,624	41,035	311,589	係の長及び係長 級専門職	行政職3級
	大学卒	16	45.1	355,115	39,262	315,853		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	*	*	*	*	*		

職種名	調査実 人員	平 年 均 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)			
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	45	41.1	300,023	37,069	262,954	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職2級 (一部は3級)
	大学卒	25	39.5	318,130	45,431	272,699		
	短大卒	13	40.7	259,320	15,706	243,614		
	高校卒	7	47.6	310,945	46,879	264,066		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	34	43.4	317,385	32,665	284,720		
	大学卒	25	44.1	323,207	38,169	285,038		
	短大卒	3	42.7	309,711	16,431	293,280		
	高校卒	6	41.0	296,964	17,847	279,117		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係員	149	38.0	238,774	20,922	217,852		行政職1級
	大学卒	79	32.2	249,541	25,929	223,612		
	短大卒	29	44.7	238,964	15,014	223,950		
	高校卒	40	43.7	217,018	15,631	201,387		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術係員	64	36.0	265,346	34,230	231,116		
	大学卒	36	35.5	260,685	36,219	224,466		
	短大卒	12	34.7	283,901	40,348	243,553		
	高校卒	16	38.1	262,693	25,003	237,690		
	中学卒	-	-	-	-	-		

その2 給与比較の対象外職種

規模計

職種名	調査人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)	
技能・労務関係職種	人	歳				見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
電話交換手	3	52.0	173,573	12,990	160,583	
自家用自動車運転手	-	-	-	-	-	
守衛 用務員	-	-	-	-	-	
海事関係職種						港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以上の船舶の乗組員 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上
船長・機関長	11	53.9	799,704	0	799,704	
一等航海士・機関士	13	40.4	723,671	209,040	514,631	
二等航海士・機関士	12	36.3	735,132	179,152	555,980	
三等航海士・機関士	14	31.4	620,273	167,442	452,831	
運航士	-	-	-	-	-	
甲板長・操機長	10	53.3	744,532	186,674	557,858	
甲板手・操機手	9	37.0	632,647	153,755	478,892	
甲板員・機関員	10	21.7	478,188	105,168	373,020	

職 種 名	調 査 人 員	平 年 均 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							円
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	5	59.6	760,580	0	760,580	
	大 学 教 授	24	60.7	643,739	0	643,739	
	大 学 准 教 授	20	52.4	548,222	0	548,222	
	大 学 講 師	15	45.1	479,489	0	479,489	
	大 学 助 教	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 頭	*	*	*	*	*	
高 等 学 校 教 諭	22	45.5	421,965	21,943	400,022		
研究関係職種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 研究所の長(取締役 兼任者を除く。)
	研 究 部 (課) 長	-	-	-	-	-	2室(係)以上又は構 成員7人以上の部 (課)の長
	研 究 室 (係) 長	-	-	-	-	-	構成員3人以上の室 (係)の長
	主 任 研 究 員	-	-	-	-	-	下位研究員より上位 の者(研究所長の職 名を有する者、上記 研究部(課)長及び 研究室(係)長)を除く。
	研 究 員	-	-	-	-	-	
研 究 補 助 員	-	-	-	-	-		

第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

企業規模	項目	管理職(課長級)		一般従業員(係員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%
	規 模 計	65.5	34.5	67.7	32.3
	500人以上	58.1	41.9	58.6	41.4
	100人以上500人未満	67.7	32.3	68.4	31.6
	100人未満	71.4	28.6	76.9	23.1

3 標準生計費及び 労働経済指標

第17表 那覇市における費目別、世帯人員別標準生計費(令和4年4月分)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	円 26,980	円 34,200	円 43,800	円 53,400	円 63,000
住居関係費	81,110	143,850	114,790	85,730	56,670
被服・履物費	3,750	2,580	4,050	5,500	6,970
雑費Ⅰ	13,020	21,410	30,780	40,150	49,520
雑費Ⅱ	4,400	8,120	9,660	11,190	12,720
合計	129,260	210,160	203,080	195,970	188,880

令和4年4月の標準生計費算定方法

- 1 標準生計費の各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。
 - 食料費・・・食料
 - 住居関係費・・・住居、光熱・水道、家具・家事用品
 - 被服・履物費・・・被服及び履物
 - 雑費Ⅰ・・・保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
 - 雑費Ⅱ・・・その他の消費支出（諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

- 2 2人～5人世帯については、家計調査における令和3年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ に世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。
 なお、1人世帯については、那覇市と全国の平均4人値から各費目別標準生計費を算定した。

第18表 労働経済指標

項目 年度 年月	①	②	③	④	⑤				⑥				⑦	
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数前年比 (調査産業計)	有効求人 倍率 (季調値)	完全失 業率 (季調値)	きまって支給する給与 (調査産業計)				うち所定内給与 (調査産業計)				総実労働時間 (調査産業計)	
	前年度比・ 前期比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(%)	全 国 (千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	沖 縄 県 (千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	全 国 (千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	沖 縄 県 (千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	全 国 (時間)	沖 縄 県 (時間)
令和2年度	△ 4.5	0.0	1.10	2.9	293.3	△ 1.0	238.0	△ 0.1	271.5	0.1	220.2	0.3	140.0	139.0
令和3年度	2.3	△ 0.4	1.16	2.8	298.2	1.7	232.3	△ 2.4	274.4	1.1	215.2	△ 2.3	142.5	141.9
令和3年4月		△ 0.3	1.09	2.8	300.3	1.6	235.9	△ 2.9	275.9	1.1	218.9	△ 2.3	150.4	145.9
5月	0.5	0.2	1.10	2.9	294.9	2.6	231.6	△ 2.3	272.1	1.4	215.0	△ 2.8	136.0	137.4
6月		0.0	1.13	2.9	297.2	2.1	231.6	△ 4.6	274.4	0.8	215.5	△ 4.8	146.9	142.0
7月		△ 0.1	1.14	2.8	297.7	1.7	232.8	△ 3.0	274.0	0.7	211.0	△ 5.4	146.9	142.2
8月	△ 0.5	△ 0.2	1.15	2.8	295.0	1.3	233.3	△ 2.6	271.9	0.7	217.0	△ 2.2	135.8	137.8
9月		△ 0.3	1.15	2.8	296.3	1.2	232.9	△ 2.6	273.6	0.7	216.2	△ 2.1	141.4	140.2
10月		△ 0.3	1.16	2.7	298.6	0.8	236.4	△ 2.4	275.1	0.5	219.8	△ 1.9	144.8	147.3
11月	1.0	△ 0.5	1.17	2.8	298.0	1.3	235.0	△ 1.8	273.9	1.0	218.7	△ 1.0	145.8	146.3
12月		△ 0.4	1.17	2.7	298.6	1.2	238.2	△ 1.1	273.7	0.7	220.6	△ 0.6	144.5	147.5
令和4年1月		△ 1.2	1.20	2.8	298.9	2.0	226.0	△ 1.9	274.7	1.8	209.9	△ 1.5	136.9	138.5
2月	0.0	△ 1.2	1.21	2.7	299.5	2.3	223.5	△ 2.1	275.2	1.9	207.5	△ 1.8	136.6	133.2
3月		△ 1.3	1.22	2.6	304.0	2.2	230.9	△ 1.6	278.9	1.9	212.1	△ 1.0	144.5	144.1
4月		△ 1.1	1.23	2.5	307.9	2.5	229.2	△ 2.9	281.9	2.2	212.7	△ 2.8	149.0	144.8
5月	0.5	△ 0.9	1.24	2.6	301.2	2.2	231.8	0.1	277.2	1.9	215.4	0.2	137.6	138.9
資料出所	内閣府	厚生労働省	総務省	厚生労働省										

(注) 1 ①は平成27年基準、②、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪は令和2年基準である。
 2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧は「毎月勤労統計調査」(事業所規模30人以上)の数値である。
 3 ⑨、⑩の令和2年度、3年度の欄は、それぞれ令和2暦年、3暦年の数値である。

⑧ 所定外労働時間 (調査産業計)		⑨ 消 費 支 出								⑩ 消 費 者 物 価 総合指数前年比		⑪ 国内企業 物価指数 前年比	項 目 年 度 年 月
全国	沖縄県	全 国				那 覇 市				全国	那覇市		
(時間)	(時間)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(%)	(%)	(%)	
10.6	9.3	277.9	△ 5.3	305.8	△ 5.6	216.2	2.7	251.3	4.5	0.0	△ 0.6	△ 1.4	令和2年度
11.7	9.7	279.0	0.4	309.5	1.2	228.3	5.6	260.4	3.6	△ 0.2	0.1	7.0	令和3年度
12.1	9.9	301.0	12.4	338.6	11.5	237.2	19.7	273.1	14.0	△ 1.1	△ 0.6	3.5	令和3年4月
11.1	9.5	281.1	11.5	317.7	13.1	222.1	14.2	252.5	11.4	△ 0.8	△ 0.5	4.8	5月
11.4	9.0	260.3	△ 4.9	281.2	△ 5.8	216.4	4.7	258.8	7.4	△ 0.5	0.0	4.9	6月
11.9	9.5	267.7	0.3	302.8	4.9	233.0	10.4	258.3	9.0	△ 0.3	△ 0.3	5.6	7月
10.9	8.6	266.6	△ 3.5	294.1	△ 3.4	239.9	8.7	271.1	17.3	△ 0.4	△ 0.2	5.6	8月
11.3	9.1	265.3	△ 1.7	295.8	△ 2.8	231.2	△ 2.6	260.2	0.1	0.2	0.2	6.2	9月
11.7	10.0	282.0	△ 0.5	312.7	0.1	228.3	8.0	247.7	0.5	0.1	0.8	8.0	10月
12.1	9.9	277.0	△ 0.6	304.2	△ 0.4	225.9	7.7	275.9	13.5	0.6	1.0	8.9	11月
12.3	11.0	317.2	0.7	344.1	3.1	241.9	△ 0.3	247.3	△ 7.5	0.8	0.8	8.6	12月
11.8	9.6	287.8	7.5	314.4	5.6	222.6	△ 4.0	249.8	△ 1.5	0.5	0.5	9.0	令和4年1月
11.9	9.4	257.9	2.2	285.3	1.6	242.3	15.1	303.1	15.1	0.9	0.8	9.4	2月
12.6	11.1	307.3	△ 0.8	343.7	△ 0.1	243.9	10.2	302.3	15.3	1.2	1.2	9.3	3月
12.9	10.4	304.5	1.2	344.1	1.6	246.9	4.1	284.3	4.1	2.5	3.1	10.0	4月
11.7	9.7	287.7	2.4	315.0	△ 0.9	252.8	13.8	286.1	13.3	2.5	3.2	9.3	5月
総 務 省												日本銀行	資料出所

4 人事院勧告等の骨子

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・33 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・33 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約 11,800 民間事業所の約 45 万人の個人別給与を調査 (完了率 83.2%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、3勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 921 円 (0.23%)

[行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049 円、平均年齢 42.7 歳]

[改定の内訳：俸給 818 円 はね返し分 (注)103 円] (注)俸給の改定により諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.41 月 [公務の平均支給月数 4.30 月]

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を3,000円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定

(平均改定率:全体 0.3% [1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、36級以上は改定なし])

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし)

＜ボーナス＞ 民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分
 民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	1.20月(支給済み)	1.20月(改定なし)
勤勉手当	0.95月(支給済み)	1.05月(現行0.95月)
5年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	1.00月	1.00月

＜実施時期＞ ・月3例3給：令和4年4月1日
 33333333333333333333 ボーナス：法律の公布日

3 その他の取組

- (1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し
 博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施
- (2) テレワークに関する給与面での対応
 テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応。

【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請

【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

公務員人事管理に関する報告の骨子

令和4年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。報告では、以下の1から3までの三つの課題認識とそれぞれの対応策を示した。概要は以下のとおり。

1 人材の確保

【課題】

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要

【対応】

(1) 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定

(2) 民間との人材交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討

2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

【課題】

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要

【対応】

(1) 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能力発揮できるよう研修教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援

3 勤務環境の整備

【課題】

職員の Well-being 実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、職員の健康管理等を進める必要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に間する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。国会対応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討

(3) 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充

(4) 仕事と生活の両立支援

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究

(5) ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握、対応を検討